

倫理・懲戒規程

公益財団法人鹿児島県柔道会

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人鹿児島県柔道会(以下「県柔道会」という。)が担う柔道の普及・振興と県民の心身の健全な発達への寄与という重要な役割に鑑み、柔道における暴力行為その他の不適切な行為の根絶を図り、もって県柔道会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(違反行為)

第2条 全日本柔道連盟に登録している者及び県柔道会の役職員は次の行為(以下「違反行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラメント行為等を行うこと。(暴力・暴言)
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと。(わいせつ・セクハラ)
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと。(不適切な指導)
- (4) 全日本柔道連盟の規程に準じたドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること。(ドーピング・薬物)
- (5) 競技会の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと。(大会運営施設利用不適切行為)
- (6) 反社会的勢力と関係を有すること。(反社会的勢力との関係)
- (7) 法令や県柔道会の規程等、処分等に違反すること。(法令・規程違反行為)
- (8) その他柔道の品位を害し、又は県柔道会の名誉を害する行為を行うこと。(品位を汚す行為)

(違反行為に対する処分の種類)

第3条 違反行為を行った者は、その内容及び情状に応じて次の区分により、懲戒処分を受ける。

- (1) 注意
- (2) 戒告
- (3) 期間を定めての登録停止。併せて、
 - ・ 指導者に対しては期間を定めての指導活動の禁止
 - ・ 競技者に対しては期間を定めての公式試合への出場禁止
- (4) 除名
- (5) 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
- (6) 処分の実施に併せて、全柔連の実施する指導者資格等、学校顧問特例資格、審判資格の停止等の処分、及び加盟団体による役職の解任、指導者資格の停止等の処分を行うこととする。
- (7) 処分の基準は別表のとおりとする。

(事案への対応)

第4条 会長は、違反行為及び疑われるような事案を把握した場合には、県柔道会で調査・処分することが妥当と認められるものについて、当該事案の事実調査を行うものとする。

(懲戒委員会)

第5条 会長は、疑われる事案について県柔道会で処分が必要と認める場合には懲戒委員会(理事会)を開催する。

(2) 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(不服申し立て)

第6条 県柔道会の処分に対する不服申し立ては、県柔道会理事会に対して行うことができる。

<別表>

処分の基準

違反行為	除名	指導・競技等の停止	戒告	注意
暴力・暴言	○	○	○	○
わいせつ・セクハラ	○	○	○	○
不適切な指導	○	○	○	○
ドーピング・薬物	○	○		
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○	○
反社会的勢力との関係	○	○	○	
法令・規程違反行為	○	○	○	○
品位を汚す行為	○	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ処分を決定する。過去において処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月12日から施行する。